

## 補装具（修理）申請の流れ

① 申請書に記入する。

↓

② 業者に見積を依頼する。

↓

③ 申請書、見積書を高松市に提出。（郵送可能）

申請書添付書類：

- ・補聴器のイヤモード修理（後付け購入・交換修理）の場合、「イヤモード調査書」
- ・補装具の内容を変更する（新たに部品を追加する等）場合、「医師の意見書」（変更内容によって、判定会への参加が必要な場合があります。）

※ 修理内容に応じて、追加書類を求める場合があります。

※ 書類提出後、申請者及び業者への聞き取りを行う場合があります。

※ 見積書は業者から直接市役所に提出することも可能です。

↓

④ 提出後 2 週間程で、高松市から決定通知と支給券が届くので、業者に印鑑と一緒に持って行き、支給券を業者に渡して修理を受ける。

（補足）

※ 決定前に補装具の修理をすると、補助の対象外になります。

※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。

※ 利用者の負担は、原則として基準額の 1 割＋基準額の超過分になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が 4 6 万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571

高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

高松市 障がい福祉課

TEL 839-2333

FAX 821-0086